

高岡市地域防災計画（雪害編）改定案に係る新旧対照表

旧	新	備考
高岡市地域防災計画 雪 害 編 令和 3 年 8 月改定	高岡市地域防災計画 雪 害 編 令和 4 年__月改定	

第1章 災害予防計画

第 1 節 雪害予防

第 1 (略)

第2 道路除雪体制

(略)

1 国・県の道路除雪体制

(略)

県は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和 31 年 4 月 14 日法律第 72 号）（雪寒法）及び富山県総合雪対策計画並びに富山県総合雪対策条例に基づき、道路除雪計画を策定し、富山県高岡土木センター管内の県管理道路の交通の確保に努めている。（追加）

(略)

2 ~ 5 (略)

6 関係機関との連携

(略)

除雪については、住民生活の安定や消防活動等に極めて重要であることから十分対策を練り、実施にあたっては、各広報機関等を通して住民の協力を要請する。

(追加)

7 (略)

8 集中的な大雪への対応

道路管理者は、特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。(追加)

(略)

第 3 ~ 5 (略)

第 6 緊急通行確保路線

災害発生時の緊急輸送活動のため、**緊急通行確保路線**を定め、輸送拠点を指定し、多重アクセス可

第1章 災害予防計画

第 1 節 雪害予防

第 1 (略)

第2 道路除雪体制

(略)

1 国・県の道路除雪体制

(略)

県は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和 31 年 4 月 14 日法律第 72 号）（雪寒法）及び富山県総合雪対策計画並びに富山県総合雪対策条例に基づき、道路除雪計画を策定し、富山県高岡土木センター管内の県管理道路の交通の確保に努めている。降積雪等により道路交通に支障をきたさないように、県管理道路の除排雪および路面凍結対策等を適切に実施するとともに、災害級の大雪時には各道路管理者や事業者、県民がより一層連携・協力し、早急な道路交通の復旧を図り、安全で安心、快適な県民生活を確保する。

(略)

2 ~ 5 (略)

6 関係機関との連携

(略)

除雪については、住民生活の安定や消防活動等に極めて重要であることから十分対策を練り、実施にあたっては、各広報機関等を通して住民の協力を要請する。

また、災害級の大雪※1 による被害が予想される場合には、災害級の大雪時におけるタイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応するものとする。

※1 災害級の大雪：顕著な大雪に関する富山県気象情報が発表される場合を想定。平地で3時間当たり一定量の降雪の深さ（東部南・西部北24cm以上、東部北・西部南20cm以上）があり、それが継続するおそれがある場合に発表。

7 (略)

8 集中的な大雪への対応

道路管理者は、特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるとともに、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした巡回路の整備等を行うよう努めるものとする。

(略)

第 3 ~ 5 (略)

第 6 紧急输送道路

災害発生時の緊急輸送活動のため、**緊急輸送道路**を定め、輸送拠点を指定し、多重アクセス可能な

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

能な道路ネットワークの形成に努める。 1 緊急通行確保路線 風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第4節「災害に強いまちづくり」、第3、1に準ずる。 2 （略） 第7 （略） 第8 農林漁業対策 1 作物別予防対策 (1)～(2) （略） (3) 果樹 <u>年最深積雪深 150cm 以下</u>の地域を園地造成の基本とし、樹形の仕立及び棚強度の確保等雪害防止対策を次のとおり指導する。また、的確な降雪情報の伝達及び園地見回りの徹底を図り、計画的な除融雪の促進を図るよう指導する。 ①～②（略） ③ 降雪前対策 ア 粗<u>剪定</u>を実施すること イ～ウ（略） <u>（追加）</u> (4) 施設園芸用施設 ① <u>園芸用施設安全構造基準</u>に基づき積雪荷重 <u>80kgf/m³</u>に耐え得る強度と、屋根雪の滑落を考慮した屋根勾配 <u>4／10</u>～5／10 を目安とした施設の設置促進を図るよう指導する。 ② （略） ③ <u>滑落した雪が軒高以上に堆積しないように、最大堆雪幅の 1.8 倍の棟間隔を確保するよう指導する。</u> ④ <u>融雪装置や除雪機械等を装備して、融除雪に速やかに対応するよう指導する。</u> <u>（追加）</u> (5) 畜 産 ①～②（略） ③ <u>（追加）</u> 畜産農家が山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。 <u>（追加）</u> (6)～(7) （略） 2 経営指導等による事前措置	道路ネットワークの形成に努める。 1 緊急輸送道路 風水害・土砂災害・火災対策編 第1章第4節「災害に強いまちづくり」、第3、1に準ずる。 2 （略） 第7 （略） 第8 農林漁業対策 1 作物別予防対策 (1)～(2) （略） (3) 果樹 <u>最大積雪深が概ね 2メートル以下</u>の地域を園地造成の基本とし、樹形の仕立及び棚強度の確保等雪害防止対策を次のとおり指導する。また、的確な降雪情報の伝達及び園地見回りの徹底を図り、計画的な除融雪の促進を図るよう指導する。 ①～②（略） ③ 降雪前対策 ア 粗<u>せん定</u>を実施すること イ～ウ（略） <u>エ 暴風網、防鳥網は降雪前までには撤収すること</u> (4) 施設園芸用施設 ① <u>園芸用施設設計施工標準仕様書</u>に基づき積雪荷重 <u>800N／m²</u>に耐え得る強度と、屋根雪の滑落を考慮した屋根勾配 <u>3／10</u>～5／10 を目安とした施設の設置促進を図るよう指導する。 ② （略） ③ <u>側圧によるハウスの倒壊を免れるために、除雪できる程度のハウスの間隔を確保する。</u> ④ <u>散水による融雪を行う場合には、事前に排水路の整備・清掃を行うとともに、必ず積雪前から散水を行う。</u> ⑤ <u>低温時に暖房機が正常に作動するよう、設定温度や燃料残量等を再確認する。</u> ⑥ <u>ハウスの耐雪強度を把握し、補強資材による構造強化対策（筋交い補強、タイバー・斜材で X 型補強、中柱補強等）を実施する。</u> ⑦ <u>積雪後は、施設周辺等の除雪に努める。</u> ⑧ <u>積雪により倒壊の恐れがある場合には、施設内に絶対に入らない。</u> (5) 畜 産 ①～②（略） ③ <u>中山間地域に立地する</u> 畜産農家が山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。 ④ <u>畜舎等においては、水道管等の凍結防止に努める。</u> (6)～(7) （略） 2 経営指導等による事前措置	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
---	---	---

関係機関等と連携して、降積雪対策として次のとおり経営指導の強化を図る。 (1) 農 業 ① (略) ② 除排雪計画の樹立と作業員の事前確保 ③～④ (略) (2) 畜 産 ① (略) ② 除排雪計画の樹立と作業員の事前確保 ③～⑥ (略) (3)～(4) (略) (追加)	関係機関等と連携して、降積雪対策として次のとおり経営指導の強化を図る。 (1) 農 業 ① (略) ② 除排雪計画の策定と事前準備 ③～④ (略) (2) 畜 産 ① (略) ② 除排雪計画の策定と事前準備 ③～⑥ (略) (3)～(4) (略) 第 9 市民及び事業所・企業のとるべき措置 1 市民 (1) 雪害を防止するため、地域住民と相互に協力するとともに、県及び市が行う防災事業に協力し、県民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。 (2) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐雪化や屋根雪下ろしの励行、飲料水・越冬用食料等の備蓄や雪崩危険箇所等における自主避難など、自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや、転倒及び屋根雪の落下に注意するものとする。 (3) 災害級の大雪による被害が予想される場合には、除雪作業を速やかに行うために、車での不要不急の外出を控える。 (4) 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の結成、育成に努めるものとする。 2 事業所・企業 (1) 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、県及び市が実施する防災事業に協力するものとする。 (2) 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、雪害を防止するため最大の努力を払うものとする。 (3) 雪害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。 (4) 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 第 2 節 (略)	県地域防災計画の改訂に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
--	---	---

第 3 節 克雪のための啓発活動		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 危険防止のための啓発		
1 (略)		
2 市民に対する啓発・広報活動		
(1) 広報活動		
市及び防災関係機関は、降積雪期前に広報誌、パンフレット、チラシ、市ホームページ等により、次の事項に留意して <u>(追加)</u> 防災意識の啓発や普及に努める。 <u>(追加)</u>		
①～⑫ (略)		
(2) テレビ、ラジオ、新聞 <u>(追加)</u> 等による防災知識の普及と防災意識の啓発		
(略)		
(3) (略)		
3 (略)		
第 2 (略)		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 4 節 (略)		
第 5 節 要配慮者の安全確保		
高齢者(とりわけ独居老人)等、いわゆる「要配慮者」の増加が見込まれる。防災知識の普及、 <u>災害時</u> の情報提供、避難誘導、救出・救護対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。		
第 1 ～ 4 (略)		
第 6 ～ 7 節 (略)		
第 2 章 災害応急対策計画		
第 1 ～ 2 節 (略)		
第 3 節 災害時の広報		
(略)		
第 1 (略)		
第 2 市の広報活動		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 3 節 克雪のための啓発活動		
第 1 危険防止のための啓発		
1 (略)		
2 市民に対する啓発・広報活動		
(1) 広報活動		
市及び防災関係機関は、降積雪期前に広報誌、パンフレット、チラシ、市ホームページ等により、次の事項に留意して、 <u>過去の災害対応の教訓の共有を図るなど</u> 、防災意識の啓発や普及に努める。 <u>ただし、災害級の大雪による被害が予想される場合には、外出そのものの自粛を呼びかけるものとする。</u>		
①～⑫ (略)		
(2) テレビ、ラジオ、新聞、 <u>インターネット</u> 等による防災知識の普及と防災意識の啓発		
(略)		
(3) (略)		
3 (略)		
第 2 (略)		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 4 節 (略)		
第 5 節 要配慮者の安全確保		
高齢者(とりわけ独居老人)等、いわゆる「要配慮者」の増加が見込まれる。防災知識の普及、 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</u> の情報提供、避難誘導、救出・救護対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。		
第 1 ～ 4 (略)		
第 6 ～ 7 節 (略)		
第 2 章 災害応急対策計画		
第 1 ～ 8 節 (略)		
第 3 節 災害時の広報		
(略)		
第 1 (略)		
第 2 市の広報活動		

市民に対する災害時の広報活動については、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等によりその方法(手段)を適切に使い分けながら、本部長の決定に基づき、<u>市長政策部長</u>が行う。 (略) 第 3 (略) 第 4 ～ 8 節 (略) 第 9 節 緊急輸送等のための道路・港湾等の確保 (略) 第 1 緊急輸送等のための<u>緊急通行確保路線</u>の確保 緊急輸送活動等を円滑に実施するため、関係機関と相協力し<u>緊急通行確保路線</u>を確保する。 1 ～ 3 (略) 第 2 ～ 3 (略) 第 10 節 ライフライン施設の応急対策 (略) 第 1 上水道施設 (略) <u>水道局</u>は、被害の防止及び軽減を図るとともに、被害が発生した場合には、可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急給水を行う。また、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画を立て、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。 1 被害の防止 <u>水道局</u>は、上水道施設の被害防止及び軽減を図るため、常時、機器設備等の点検及び除排雪を求めるとともに、利用者に対し、給水管の防寒措置、被害発生時の措置等について広報を行う。 2 被害状況の調査 <u>水道局</u>は、<u>高岡市水道サービス公社及び高岡市管工事協同組合</u>とともに、市民からの通報等により、凍結の実態を把握し、応急対策を図る。 3 応急復旧対策 (1) 応急復旧 応急復旧は、<u>高岡市水道サービス公社及び高岡市管工事業協同組合</u>の協力のもと、次により行う。 ①～② (略) (2) (略) <u>水道局</u>は、<u>高岡市水道サービス公社及び高岡市管工事業協同組合</u>の応急復旧状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。	市民に対する災害時の広報活動については、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等によりその方法(手段)を適切に使い分けながら、本部長の決定に基づき、<u>未来政策部長</u>が行う。 (略) 第 3 (略) 第 4 ～ 8 節 (略) 第 9 節 緊急輸送等のための道路・港湾等の確保 (略) 第 1 緊急輸送等のための<u>緊急輸送道路</u>の確保 緊急輸送活動等を円滑に実施するため、関係機関と相協力し<u>緊急輸送道路</u>を確保する。 1 ～ 3 (略) 第 2 ～ 3 (略) 第 10 節 ライフライン施設の応急対策 (略) 第 1 上水道施設 (略) <u>上下水道局</u>は、被害の防止及び軽減を図るとともに、被害が発生した場合には、可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急給水を行う。また、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画を立て、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。 1 被害の防止 <u>上下水道局</u>は、上水道施設の被害防止及び軽減を図るため、常時、機器設備等の点検及び除排雪を求めるとともに、利用者に対し、給水管の防寒措置、被害発生時の措置等について広報を行う。 2 被害状況の調査 <u>上下水道局</u>は、<u>高岡市管工事業協同組合</u>とともに、市民からの通報等により、凍結の実態を把握し、応急対策を図る。 3 応急復旧対策 (1) 応急復旧 応急復旧は、<u>高岡市管工事業協同組合</u>の協力のもと、次により行う。 ①～② (略) (2) (略) <u>上下水道局</u>は、<u>高岡市管工事業協同組合</u>の応急復旧状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。	機構改編に伴う修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正 現状に合わせた修正
--	--	--

第 2 下水道施設 (略) 1 被害状況の調査 <u>下水道担当課</u>は、施設の機能確保と安全管理を徹底する。 2 (略) 第 3 ～ 6 (略) 第 11 節 (略) 第 12 節 商工業・農林業対策 (略) 第 1 (略) 第 2 農林業対策 (略) 1 農産物関係 (1) ～ (3) (略) (4) 施設園芸用施設 次に掲げる対策等について指導を徹底する。 ① 降積雪状況を的確に把握し、<u>積極的な除融雪</u>に努める。 ② <u>施設の強度補強に努める。</u> 2 畜産関係 市及び県は、<u>不便地域</u>の畜産農家を中心として雪害予防等の巡回指導等を実施する。 3 (略) 第 13 ～ 14 節 (略) 第 3 章 (略)	第 2 下水道施設 (略) 1 被害状況の調査 <u>上下水道局</u>は、施設の機能確保と安全管理を徹底する。 2 (略) 第 3 ～ 6 (略) 第 11 節 (略) 第 12 節 商工業・農林業対策 (略) 第 1 (略) 第 2 農林業対策 (略) 1 農産物関係 (1) ～ (3) (略) (4) 施設園芸用施設 次に掲げる対策等について指導を徹底する。 ① 降積雪状況を的確に把握し、<u>速やかに除雪・融雪</u>に努める。 ② <u>施設倒壊の恐れがなくなったら、施設各部の損傷や被覆資材の緩み等の点検し、補修・補強を行う。</u> 2 畜産関係 市及び県は、<u>中山間</u>の畜産農家を中心として雪害予防等の巡回指導等を実施する。 3 (略) 第 13 ～ 14 節 (略) 第 3 章 (略)	現状に合わせた修正 県地域防災計画の改訂に伴う修正
--	---	---